

「国際研究開発・実証プロジェクト／コファンド事業／
日本－イスラエル研究開発協力事業」
に係る公募要領

平成27年9月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

「国際研究開発・実証プロジェクト／コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」
に係る公募について
(平成 27 年 9 月 7 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記事業の受託者を一般に広く募集しますので、受託を希望される方は、本要領に従いご応募ください。

なお、本事業は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、実施期間、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「国際研究開発・実証プロジェクト／コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」

2. 公募期間

平成 27 年 9 月 7 日（月）～ 平成 27 年 11 月 20 日（金）12 時 00 分

※上記の公募期間において、後述の「一次提案（事業概要提案）」を受け付けます。なお、NEDOに一次提案が受理された後、NEDOから一次提案の審査を通過した旨の連絡があった提案者については、別途「二次提案（事業詳細提案）」を平成 27 年 12 月 25 日（金）12 時 00 分までにNEDOにご提出いただきます。

3. 事業概要

(1)目的

『「日本再興戦略」改訂 2014』（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）及び「科学技術イノベーション総合戦略 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）などの成長戦略に基づき、新興国を中心として急速に拡大するグローバル・マーケット獲得に向け、我が国の優れた技術の国際展開を推進することが急務となっています。特に、高い技術力を有しながら、海外への進出に踏み切れない我が国企業を後押しし、新たな市場獲得を目指した海外展開支援体制の強化が必要とされています。

国際研究開発・実証プロジェクト／コファンド事業では、我が国の高い技術力の海外市場への展開の推進、経済成長促進、及び産業競争力強化の早期実現を図るため、最先端の技術を持つ国内外の企業による国際共同研究プロジェクト等に対しNEDOが海外の技術開発マネジメント機関等とともに「コファンド形式」等により資金支援を行うことにより、現地の事情への適合性等を含め、その技術の有効性を検証し、新技術等の海外展開促進に資することを目指します。

経済産業省は、平成 26 年 7 月に、イスラエル経済省との間で協力覚書（MOC）を締結しました。このMOCでは、日本企業とイスラエル国企業の共同研究を促進するため、①プロジェクトの形成の促進、②資金支援の枠組みの構築等を行うことを規定しました。同日、NEDOは、このMOCに基づき、イスラエル産業技術研究開発センター（以下「MATIMOP」という。）との間で基本協定書（MOU）を締結し、両国企業の共同研究開発、プロジェクトの公募、審査、助成など支援の実施方法を取り決めました。

NEDOとMATIMOPは、こうした背景の下、今般、日本企業とイスラエル国企業の共同研究の促進を目的として、平成 27 年 3 月に実施した日本－イスラエル研究開発協力事業に関する第一回公募に続き、この度、第二回公募を実施いたします。

(2)対象となる技術分野

新エネルギー、省エネルギー、スマートコミュニティ、環境、ロボット、機械システム、電子・情報、材料・ナノテクノロジー、バイオテクノロジー等

(3)研究開発の実施体制

NEDOは、公募により、単独ないし複数の企業（原則、本邦の企業で日本国内に研究開発拠点を有していること。大学、研究機関はNEDOの直接の受託先になることはできませんが、企業の再委託先や共同研究先として参加することは可能。）を事業の受託者として選定し、本事業の実施を委託します。

日本企業による本公募への提案の内容は、イスラエル国パートナー企業を予め選定した上で共同実施する研究開発であることとし、当該イスラエル国パートナー企業がイスラエル側で提案する内容と同一である必要があります。

なお、イスラエル側の公募内容については、以下のホームページに掲載されています。

URL：http://www.economy.gov.il/RnD/research%20and%20development%20programs/Pages/Mop_Fund.aspx
(ヘブライ語のみ)

(4)研究開発の実施期間、NEDO負担額

●実施期間：平成27年度～平成29年度までの間で、イスラエル国パートナー企業と予め合意していることを前提として、提案者の希望する任意の期間で提案することができます。

ただし、採択となった場合において、採択に係る研究開発の実施期間の終了前にイスラエル国パートナー企業がイスラエル側でMATIMOPやイスラエル経済省からの支援を受けることができなくなった場合は、その時点でNEDOからの研究開発の委託は終了することとします。

●NEDO負担額：原則、単年度あたり5,000万円以内/件

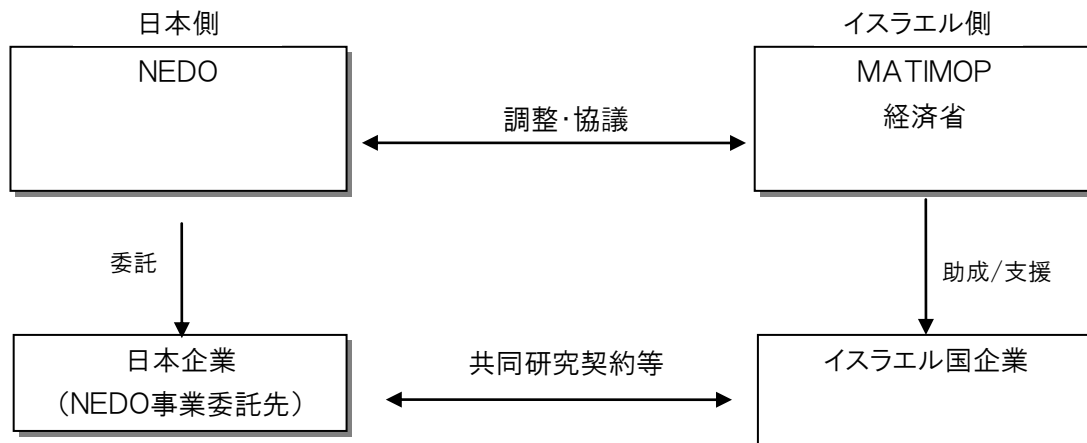
なお、本事業は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、採択後の実施期間やNEDO負担額が変更されることがあります。

(5)我が国及びイスラエル国の業務分担

本事業は、日イスラエル企業間の共同研究の形式で実施します。日本側では、NEDOが日本企業に事業の実施を委託します。イスラエル側では、イスラエル経済省とMATIMOPがイスラエル国企業を助成金等により支援します。

日本企業とイスラエル国企業は、提案事業の実施のために必要な共同研究契約等を締結し、共同で研究開発を実施します。提案時点においては、イスラエル国パートナー企業等との知的所有権の取り扱いに関する覚書等が必要となりますが、共同研究契約等が必ずしも締結されている必要はありません。ただし、提案事業の実施にあたっては、原則、事業の開始前までに提案に沿って速やかに必要な共同研究契約等を締結する必要があります。

なお、下記業務分担に基づく提案者とイスラエル国パートナー企業等との間の調整は、提案者が提案前までに自ら行う必要があります。



日本側は、NEDOからの委託事業として実施し、NEDOの規定に基づき研究開発に必要な経費をNEDOが負担しますが、間接経費及び補助員費は対象外となります。

NEDOの委託費で取得した資産（機械装置、工具・器具・備品、構築物等）については、事業実施中は、委託先からNEDOにご登録いただいた上で、NEDOが固定資産税の納付や損害保険付保を含めた管理を行います。事業終了後は、委託契約に基づき、原則、速やかにNEDOから委託先に有償譲渡を行います（委託先による資産の簿価買い取り）。

4. 応募資格

応募資格のある法人は、次の(1)～(6)に示された条件を全て満たす、単独又は複数で受託を希望する企業とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業が共同して実施する場合は、各企業が当該プロジェクトの研究開発成果の事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業間の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 本邦の企業で日本国内に研究開発拠点を有していること。

5. 提案書の提出期限、提出先、応募方法等

[A]一次提案（事業概要提案）

本公募要領に従って、一次提案（事業概要提案）として、以下の提出書類を作成し（和文・英文）、以下の提出期限まで電子メールでご提出ください。FAX または郵送による提出は受け付けません。

なお、本提案様式は、日・イスラエル間で共通の様式です。イスラエル側では、イスラエル国パートナー企業から同様の提案をMATIMOPに対して提出する必要があります（英文のみ）。

- (1) 提出期限：平成27年11月20日（金）12:00 必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホ

ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス (<http://www.nedo.go.jp/nedmail/index.html>) にご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

(2) 提出先：international@ml.nedo.go.jp

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
国際部「日本－イスラエル研究開発協力事業」事務局 宛

上記メールアドレス宛でのメールに添付する形で下記書類を提出願います。

(3) 提出書類：

別添 1 の一次提案様式「Bilateral Cooperation Form」（英文）に事業概要等の必要事項を英文にて記載いただき、上記アドレス宛てメールにてご提出ください。

- ・ 一次提案書「Bilateral Cooperation Form」（英文）（様式：別添 1）（提案者による記入箇所の和訳を記入した同フォームも別途作成いただき、あわせて提出してください。なお和訳版への署名は不要です。）
- ・ イスラエル国パートナー企業との間の知的所有権の取り扱いに関わる覚書（LOI）等のコピー（※様式は指定しませんが、イスラエル国パートナー企業との本研究開発から生じる知的所有権の取扱い方針について予め合意した文書のコピーを提出願います。）

[B]二次提案（本提案） ※一次提案審査を通過した提案者が対象

本公募要領に従って本提案書 5 部（正 1 部、副 4 部）（様式：別添 2）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。（FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。）

(1) 提出期限：平成 27 年 12 月 25 日（金）12:00 必着

(2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
国際部 「日本－イスラエル研究開発協力事業」事務局

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー18 階

※郵送の場合は封筒に『「コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎 16 階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

※電子証明発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情により e-Rad への電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前に NEDO 国際部に相談すること。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行う必要があります。

(3) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添 2 をご参照ください。別添 3 に従って研究開発責任者候補の研究経歴書を、別添 4 に従って主要研究者候補の研究経歴書を作成してください。（主要研究者候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。）
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、5 部（正 1 部、副 4 部）です。

(4) 提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

- ・ 会社概要 5 部
- ・ 最近の営業報告書（3 年分） 5 部
- ・ N E D O から提示された契約書(案)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書5部（正1部、副4部）
- ・ 一部 e-Rad を用いる場合は、e-Rad 応募基本情報（詳細は(6)-e を参照ください）。
- ・ N E D O 研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添 5 を参照ください）。

(5) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、予め別添 7 の「提案書類受理票」に会社名等ご記入の上、送付（持参）ください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

(6) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、あらかじめ e-Rad へ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト<<http://www.e-rad.go.jp/>>

概略の手続きを以下の a～e に示します。

a. 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（＝主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID（11 桁）、所属研究機関用 ID（10 桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

e-Rad 研究者向けページ システム利用に当たっての事前準備

<<http://www.e-Rad.go.jp/kenkyu/system/index.html> へリンク >

b. 研究代表者（＝主要研究員）のログイン用 ID（11 桁）、申請用研究者番号（8 桁）の取得

前記 a で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納された PC を用いてログインし、研究代表者を e-Rad に登録して、ログイン用 ID（11 桁）及び申請用研究者番号（8 桁）とパスワードを取得します。詳細は e-Rad の所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

所属研究機関用マニュアル(共通)

<<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html> へリンク >

c. 公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。（N E D O の公募ホームページからダウンロードが可能です。）

申請書類等を作成・準備します。

d. 応募基本情報の入力と申請

e-Radの研究者向けページ

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html> ヘルリンク>

研究者用マニュアル（共通）

<<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html> ヘルリンク>

e. 応募方法

前記d.で作成したe-Rad応募基本情報はPDFファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書（正）とともにNEDOへ提出してください。詳細は、e-Rad研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定の目的のみに用い、NEDOで厳重に管理します。取得した個人情報や研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託先の選定について

[A]一次提案（事業概要提案）

NEDOが提案プロジェクトの実施体制、実施期間等が本公募要領に沿っているか確認します。

[B]二次提案（本提案） ※一次提案審査を通過した提案者が対象

(1) 審査の方法について

日本側では、以下の基準により審査します。

- i. 提案内容が実施方針の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか。研究開発要素があるか
- iii. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、目標の妥当性等）
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同研究相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- v. 共同実施体制は妥当であるか（明確な役割分担とそのバランス、知財の管理・運営の妥当性）
- vi. 日イスラエル共同で実施することにより、国内研究機関等のみの連携よりも、両者にとってメリットがあることが明確であるか（相互補完性、プロジェクトが生み出す成果の質が向上する、実用化・事業化までの期間の短縮が期待される等）。
- vii. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか。成果の実用化・事業化による国際市場の獲得の可能性を有しているか。
- viii. 総合評価

イスラエル側では、イスラエル経済省やMATIMOP等がイスラエル国企業による提案の審査を行います。両国それぞれの審査結果について両国で協議を実施し、合意した上で、採択結果を決定します。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 採択結果の公表及び通知について

a. 採択結果の公表等について

採択された案件は提案者へ通知するとともに、NEDOのホームページ等で企業名、研究テーマ等を公表します。不採択となった案件については公表せず、提案者に通知します。

b. 事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名は、採択結果の公表にあわせて公表します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（NEDO負担額の変更等）を付す場合があります。

(3) スケジュール

平成 27 年

9 月 7 日（月）： 公募開始

9 月 16 日（水）： 公募説明会（会場：NEDO 本部（川崎））

9 月 17 日（木）： 公募説明会（会場：近畿経済産業局（大阪））

11 月 20 日（金）： 一次提案の締切

11 月 27 日（金）頃まで： 一次提案の審査結果をNEDOから提案者へ通知

12 月 25 日（金）： 二次提案の締切

平成 28 年

3 月下旬（予定）： 採択結果の公表及び通知

3 月下旬以降（予定）： 契約、事業開始

8. 留意事項

(1) 契約について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

(2) 事業化計画書について

採択された企業とNEDOの間での契約に当たっては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画（事業化計画書）を提出していただく場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合には、速やかにNEDOに変更内容を提出していただくことになります。

(3) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細につきましては別添 5 をご覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ずご提出をお願いいたします。

(4) 追跡調査・評価について

NEDO事業終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料 1 「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

(5) 知財マネジメントについて

- ・本事業は、「日本－イスラエル研究開発協力事業における知財マネジメント基本方針」（別掲載）を適用します。本方針は、「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」（平成27年6月23日）をベースとし、本事業の制度趣旨等を踏まえ、別途、本事業用に策定したものです。詳細は、同基本方針を御覧ください。
- ・本事業では、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力いただきます。
- ・本事業の研究開発テーマへの参加者は、本方針に従い、原則として研究開発テーマの事業開始（委託契約書の締結）までに、研究開発テーマごとに参加者間で知的財産の取扱いについて合意する必要があります。

<参考> 「NEDO プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針について」

<http://www.nedo.go.jp/jyouthoukoukai/other_CA_00002.html>

（注）本事業用の知財マネジメント基本方針は別途策定したものが適用されます。

(6) 「国民との科学・技術対話」への対応について

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/sonota.html>

(7) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(8) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-hotline.htm

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOホームページ

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
- なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

(9) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html へリンク >

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(10) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添7のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがありますので御承知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

9. 説明会の開催

下記のとおり本公募の説明会を開催しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び FAX 番号、電子メールアドレス）を平成 27 年 9 月 11 日（金）12 時までに以下 Email アドレス宛（international@ml.nedo.go.jp）にご連絡下さい。（様式は問いません）

日時： 平成 27 年 9 月 16 日（水）13 時 30 分～14 時 30 分

場所： NEDO 本部（川崎） 2304 会議室

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー 23 階

※16 階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

（地図：<http://www.nedo.go.jp/introducing/honbu.html>）

日時： 平成 27 年 9 月 17 日（木）13 時 30 分～14 時 30 分

場所： 近畿経済産業局 ミーティングルーム B（大阪合同庁舎 1 号館第二別館 3 階）

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44

（地図：<http://www.kansai.meti.go.jp/downloadfile/bekkankeiro.pdf>）

10. 個別相談

上記説明会終了後には本事業の内容や、提案予定内容、提案書類の記載方法等に係る個別相談（1 件当たり、20 分程度、事前予約制）にも応じます。ご希望の方は、上記説明会申し込みの期限までに、Email アドレス宛（international@ml.nedo.go.jp）にお申し込み下さい。尚、個別相談は、説明会の場をご利用いただけない場合でも平成 27 年 11 月 13 日（金）までは随時受け付けます。提案予定内容についてご相談される際は、必要に応じて関心表明書（別添）をご利用ください。

11. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以外でのお問い合わせは、下記あてにご連絡ください。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部 「日本－イスラエル研究開発協力事業」事務局

電話番号：044-520-5190

Email: international@ml.nedo.go.jp